



# 医療費助成金支給申請の郵送手続きについて

(那覇市母子及び父子家庭等医療費助成)

外来・調剤の保険診療分の医療費については  
郵送で助成金の支給申請ができます。

※ただし、同月一医療機関で21,000円を超えていない医療費に限ります。

## 申請に必要なもの

- ・母子及び父子家庭等医療費助成金支給申請書（第7号様式）  
※様式是那覇市ホームページからダウンロードできます。
- ・受給者証、健康保険証のコピー
- ・領収書（原本）を 医療費支援 G 宛に郵送ください。



## 郵送の前に下記の項目を再度確認してください。

- 申請書に記入漏れはありませんか（受給者証記号番号、加入医療保険、電話番号等）。  
※ 高額療養費等の確認のため、お電話することがあります。
- 保険診療分の領収書ですか。診療点数が記載されていますか。未収金はありませんか。
- 診療を受けた翌月1日から **2年以内**の領収書ですか。
- こども医療費助成の対象（小学校就学前までの通院及び入院医療費）ではありませんか。
- 振込口座や加入している健康保険等に変更はありませんか（任意継続への変更も含む）。  
※ 変更がある場合には、助成金支給申請の前に窓口で変更届を提出してください。
- 学校や保育園等でのケガによる医療費、第三者からの賠償として医療費の支払を受けられるものは学校や保育所、事故等の加害者に請求してください。
- 整形外科・形成外科等を受診して、上記のケガでないものには、申請書余白か別紙にその旨記入して下さい。  
※余白への記入例：「子〇〇のH26.12.1 いろは外科受診分は学校でのケガではありません。」  
※領収書への記入例：「学校でのケガではありません」「第三者からの賠償はありません」

## 助成金の口座振込日

支給申請書の市役所到達日の翌月25日（25日が土日・祝日に当たる場合は、翌平日）



郵送で申請される際は、事故等を防ぐため  
書留等で送付することをお勧めします。

申請先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

子育て応援課 医療費支援グループ

電話 098-861-6951